

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: +81-75-211-3025
FAX: +81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL: (075)211-3025
FAX: (075)211-3041
e-mail: curia@kyoto.catholic.jp

Kyo.Prot.N.72/2020

2020年7月7日

京都司教区の皆様

カトリック京都司教区
司教 パウロ大塚喜直

新型コロナウイルス感染症について ミサ等の休止・再開の措置（その6）

京都司教区では、ミサ等の再開の措置（その5）5月16日付けにおいて、ミサ等の集会の再開と再休止の判断基準を提示していましたが、これに従って、6月からブロック毎にミサ等の集会が再開されています。

京都司教区のどのブロックも一時は、コロナの新規感染者が発生していませんでしたが、6月末から、連続して新規感染者が京都府等において発生しています。

そこで、今後のミサ等の集会を「休止」「再開」するための新しい基準を設ける必要があると判断し、専門家の意見を聞いたうえで、以下のように基準を設けました。但し、今後の感染状況によって、いのちを守ることを最優先し、基準を見直すこともあります。

1. ミサ中止の基準

当該地域の直近1週間の新規感染者の合計が7名以上なら、ミサ等の集会を休止しなければならない。

2. ミサ再開の基準

当該地域の直近1週間の新規感染者の合計が7名未満なら、十分な感染予防対策を行ったうえで、ミサ等の集会を再開することができる。

3. 判断の時期

ブロックの状況に合わせて、主日のミサが行われる直近の木曜日か金曜日に、感染状況をみて判断する。但し、ブロック・地区の状況によって、近接する地域の状況を見ながら連携・判断する。新たに中止・再開する場合は、本部事務局に連絡することとする。

※ 京都南部地区については近接しているため、ブロックごとではなく、地区として判断する。

4. 感染予防対策など

* 感染防止対策として、「ミサ等、集会を行うときの守るべき要件」（kyo.Prot.N. 56/2020）を確実に満たし、特に聖体拝領前の司祭・奉仕者・拝領者の手指の消毒を工夫・徹底するようにしてください。

* 参加者の名簿を作成するようにしてください（名簿は氏名、連絡先が分かればよい）。

* 夫々の条件を充たさない場合は、ミサを行うことは出来ません。

* 多くの教会が人数制限を設けています。所属教会以外のミサに参加することがないように周知をお願いいたします。

以上